

# 「自分の時間」とは？

## 労働者ではなく会社へのご意見です。

労働時間中に業務外のことをしている、今は何の時間だ？」と、諫められることがあります。確かに労働時間とは会社の指揮命令下に置かれている時間で、言わば「会社の時間」です。この指摘は至極全うなものと言えます。

一方で、労働時間外に会社に関することをしていると、頑張っているな！と、賞賛を浴びます。労働時間外だぞ！帰れ！とはなりません。このような二重基準には辟易してしまいます。

ある駅職場では、窓口が混雑した際、客が「いつまで待たせるのか？」とクレームをいれてきたそうです。会社はこれについて、混雑時に食事をとっていた駅職員を「サービスがなっていない。あるまじき行為。」と、あるうことか社内報で糾弾しました。冷静にみればこれは要員不足の問題です。また、休憩時間は労働から解放されている時間ですから、労働時間外に労働をしると迫る姿勢こそあるまじき行為です。JR Kなどの自己啓発活動もそうですが、労働時間外のいわゆる「自分の時間」で会社に関することを無給で行わせる場合には、労働者の自主性が担保されている必要があります。

## 会社指定の「自分の」時間

「自分の時間」とは会社の指揮命令下に置かれていない、いわば自由な時間のはずですが、健康診断、メンタルヘルス、臨時の転勤希望調査などは、会社が勤務の取り扱いを「自分の時間」と指定しています。自主性は担保されているでしょうか？

労働安全衛生法では、深夜業に従事する労働者に対し、会社は6カ月に一回、健康診断を行わなければならないとされています。安衛則45条1項。法律による強制力がありますから、勤務の取り扱いを「自分の時間」とは出来なさそうですが、会社の言い分は「自発的健康診断の結果の提出 安衛法第66条の2」に該当し、賃金の支払い義務は無いというものです。そうであれば職場で「健康診断は強制です。」と言われるのはおかしい話です。

JR K活動についても、職場によっては誰にも確認を取らずに、職場の全員をチーム分けしています。やる人とやらない人の間に不公平感が生まれるため、やりたくない人にも対人関係という強制力が働きます。自主活動といえるのでしょうか？

委託駅や無人駅の増加は、駅員の賃金減額により、会社の収支を改善する施策です。



なぜコロナ禍で小集団活動が推進されるのでしょうか？



# 若い力

第137号

2020年8月1日

発 責 国労九州本部  
住 所 博多区博多駅東3丁目9  
番 3 号ニッコウハイツ 1003 号